

介護予防支援業務担当件数の上限に関する委託料の取り扱いについて

1. 運營業務委託仕様書抜粋

介護予防支援業務担当件数の上限

三職種に介護予防支援業務等を担当させる場合には、委託業務の実施に支障が生じないようにするため、**原則 1 人あたり 1 月 20 件を上限とする**。（ただし、経過措置として平成 30 年度（2018 年度）は 40 件、平成 31 年度（2019 年度）は 30 件を上限とする。）

なお、総合相談支援業務等において三職種が介護予防支援業務等を担当することが効果的な支援につながる等、やむを得ず上限を超える場合については、事前に今後の対応方針を示した上で本市と協議を行うこと。ただし、事前協議を行わなかった場合や、長期間に渡り何ら状況の改善が見られない場合については、上限を超えた件数分の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を委託料より減額する場合がある。

2. 令和 2 年度（2020 年度）実績（2 月調査）

27 センターの内、14 センター（約 52%） 上限件数を超過（1～18 件超過）

	中央	東	西	南	北	計
センター数	6	5	5	6	5	27
うち 件数が超過した センター数	5	0	3	4	2	14
割合	83%	0%	60%	67%	40%	52%

3. 担当件数の上限を超過した主な理由（超過した 15 センターと協議）

・再委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャー不足・・・10/14 センター

「事業所の廃止やケアマネジャー退職による人員減少で再委託分の返却があった」

「人員減少で再委託は受けないという回答があった。」等

・ささえりあ事務所内のケアマネジャー不足・・・5/14 センター

「ケアマネジャーの求人（ハローワーク、有料の求人業者）を行うも採用に至らない。」

・職員の異動・退職等に伴う担当ケースの引継ぎ・・・3/14 センター

「職員が産休・育休に入り、その分の補充ができなかった。」等

（参考）居宅介護支援事業所が再委託を受けない要因（各センター聴き取りより）

- ・介護予防支援費等の作成は手間がかかる一方、報酬単位が低い（主要要因）。
- ・ケアマネジャーの成り手不足（報酬が低い、負担が大きい等）

(参考) 単位数の比較

	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援費
対象者	要支援者（１・２）	要介護者（１～５）
単位数	431 単位 ① ①は②の４割程度	区分（Ⅰ）40 件まで 要介護１・２：1,057 単位 ② 要介護３～５：1,373 単位
主な 作成者	地域包括支援センター ただし、居宅介護支援事業所に委託 することも可能。	居宅介護支援事業所

４．令和２年度（２０２０年度）委託料の対応

事務局としては、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下、介護予防支援業務等という）を居宅介護支援事業所に再委託することが困難となっている実情や、上限を超過している状況は長期間には及んでいないため、**センター運営業務委託料の減額を行わないこと**としたい。なお、各センターには引き続き、ケアマネジャーの求人等の対応策を講じ、三職種の介護予防支援業務等の担当件数が上限内となるよう努めるよう求めている。

５．市としての今後の方針

令和３年４月１日に「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」の一部改正が施行されることにより、指定介護予防支援の報酬が以下のとおり改正される。

	改正後	改正前	備考
単位数	438 単位	431 単位	令和３年９月までは新型コロナウイルス対応加算として１単位加算。
初回加算	300 単位	300 単位	

介護予防小規模多 機能型居宅介護事 業所連携加算	なし	300 単位	
委託連携加算	300 単位	なし	新設。委託開始月に限る。 ケアプラン委託の際に必要な情報 提供を行い、介護予防サービス計画 の作成に協力した場合に加算。

※介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントについても準じて改正予定。

上記改正内容について、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ十分周知を行い、介護予防支援業務等の外部委託を行いやすい環境整備を進める等、機能強化を図っていく。